

§4 CTから帰結する意味論

1、言語哲学の仕事

2、述定の問題の解決

3、同一性言明のテーゼ「すべての言明は、本来同一性言明である」の証明

(A)用語の説明

(B) 証明の手順

(C) 補足疑問に関する証明ないし確認

(1)全ての補足疑問は指示を求めている。

(2)問い求められるものの記述句と答えは、同一対象についての異なる表現である。

(3)問い求められるものの記述句と答えを結合する完全文は、同一性文である。

(4)「何」疑問の場合の問題:「何」疑問の答えは、多くの場合、主語述語文である。(今回はこの復習から)

(D)決定疑問に関する証明

4、同一性言明の意味論

<学生からの質問・反論>

問「世界最速のランナーはだれか」という質問の意味があいまいである。「問い」となる単称確定記述句の言明が不完全である場合、完全分の内容は、何を指すことになるのか。

問「原因はなにですか」のときに、原因が複数あったり、直接原因と間接原因があったりするとき、答えを一つに決めることが難しいとおもいます。

問「次の例はどうなるのか

教師「なぜ教科書をわすれたんですか」

生徒「すみません」

だれが問いであるかどうかを、決定するのか」

上記の問いへの共通の答え：そのような場合には、質問者が返答を受け入れた時に、二人の間で意味が確定することになるのだとおもいます。

問「「○○な▽▽はどれですか」という質問の答えが、「○○な▽▽はありません」のとき、「○○な▽▽」と何が同一性の関係にあるのでしょうか。」

答え：この文は、つぎのような全称否定文になると思います。「aはbではありません」という同一性の否定文を全称化したものは、全称否定文「aはどれとも同一ではありません」になります。

ちなみに、私の主張は、<答えは、同一性を主張している>ということであって、それが間違っていたり、嘘であっても、問題はありません。

問「鼻歌とかそういうものは、何らかの問への答えですか」

答え、鼻歌の意味を理解しているのなら、その時には問いの答えになっているだろうと思います。

コメント「同一性文は、英語の強調構文に似ているとおもいました」

応答：強調構文において、文の意味が明確に表現される結果、同一性文に近くなるのかもしれない。

<復習と補足>

(4)「何」疑問の場合の問題:「何」疑問の答えは、多くの場合、主語述語文である。

「これは何ですか」と問われて、「それはリンゴです」と答える場合のように、「何」疑問の答えは、多くの場合、一般名となる。したがって、その答えを完全に表現すると、多くの場合、主語述語文になる。

問題1「何」疑問文は、以上の二つの方法(「何」以外の疑問文に言い換える、あるいは、観点を補う)で、同一性文を答えとする問いに変換可能であろうか、それともどうしても曖昧な問いにとどまり、答え方が一つだけに限定されることはなく、その答えが主語述語文にとどまる場合があるのだろうか?

「何」以外の疑問文に言い換えるならば、「同一性文を答えとする問いに変換可能である。しかし、観点を補う、という方法では、曖昧な問いにとどまり、答えは主語述語文にとどまるだろう。

問題2「多くの場合の「何」疑問文は、曖昧であり、その答えは主語述語文になる。そのような曖昧な疑問文が使われる理由はなにだろうか?

曖昧な「何」疑問には、何らかの必要性や有用性があるのかもしれないが、しかし、そのような曖昧な問いが可能なのは、<我々が、主語述語文を用いて、問いに答えることができる>からである。

問題3「主語述語文を、同一性文として解釈することは可能だろうか?

たとえば、主語述語文「それはりんごです」は次のような問いの答えだと考えられる。

「これは何ですか」「それはリンゴです」

この問答は、次のように理解できる。

「これが属する集合は何ですか」「それが属するある集合＝リンゴ」

「これが持つ性質は何ですか」「それがもつある性質＝リンゴ」

「これは何ですか」「それ＝あるリンゴ」

これらの答えにおける「ある集合」「ある性質」「あるリンゴ」は、すべて単称不確定記述句である。

このような同一性言明はなりたつのだろうか。

「あるリンゴ」では、どのリンゴであるか確定しない。したがって、それとあるリンゴが同一であるということはおかしい。「あるリンゴ」がどのリンゴであるか、確定するのは、「あるリンゴ」が「それ」と同じものを指示すると確定することによってである、つまり「それ＝あるリンゴ」という同一性言明になることによってである。もし、「それ」の指示対象を確定し、次に、「あるリンゴ」の指示対象が確定し、その後、両者が同一であることを主張しようとするのであれば、この同一性言明の主張は成立しない。しかし、「それ」と「あるリンゴ」の指示対象が同一であることを設定するという意味であれば、この同一性言明は成立する。

「あるリンゴ」は文法的に不確定表現であり、指示対象が確定しない。しかしこのことは「それ」についても成り立つ。「それ」は指標詞であり、さまざまな対象を指示するのに使える。「それ」の指示対象が確定するのは発話においてであり、発話の状況などによって確定する。たとえば、「これは何ですか」と聞いて、相手が「それはリンゴです」と答えた時に、実は質問者は、「これ」でリンゴのシミのことを指していたのだでしょう。しかし、答えたものが「それ」で指示していたのは、そのリンゴのシミではなくて、そのリンゴそのものであった。質問者は、返答者の「それ」が何を指示しているのかを、「それはリンゴです」という返答全体から理解するのである。その意味では

「あるリンゴ」の指示だけでなく、「それ」の指示もまた、言明の全体と発話の状況から確定するのである。

以上のように、主語述語文の言明を「主語と述語の指示対象が同一であることを設定する」言明もと考えて、これを同一性言明として解釈できる、と考えたい。この解釈をより説得的なものにするためには、「主語と述語の指示対象が同一であることを設定する」ということの意味をより明晰にする必要があるだろう。このためには、後に述べる、言語行為の分析を必要とする。

* 主語述語文では、主語と述語の関係は、「ソクラテスは、人間である」のような個体と普遍の関係、あるいは「リンゴは、バラ科の植物だ」のような種と類の関係に区別できるかもしれない。ただし、後者の場合もまた、個体と普遍の関係であるとみることができる。なぜなら、「リンゴ」という種は、ここでは「リンゴと呼ばれる対象の集合」のことであるが、この集合を個体であると考えることができるからである。

注: 普遍論争: 問題「普遍は存在するのか」

この問いにどう答えるかという論争が中世にあった。これは今もつづいているといえるだろう。ここでいう「普遍」とは、種や類を表現する一般名や性質を表現する一般名である。このような普遍が存在すると考えるとき、次のような難問が生じる。

我々はたとえば「これはリンゴである」とか「あれはリンゴである」という。このとき、リンゴは、個物として存在している。そのとき、「リンゴ」という一般名は、何を指示するのだろうか。それらの個物が共通にもつ普遍的な性質を表現し、その普遍的な性質「リンゴ性」が存在するのだろうか。

< 実在論(realism)とその問題点 >

普遍的性質が存在すると考えるのが、「実在論」である。このとき、「これはリンゴである」は「これは、リンゴという性質をもつ」という意味になる。このとき、その普遍的性質は数的に一つだけ存在し、個物のなかに例化されるのだろうか。それとも、同時に複数の個物の中にそれぞれ存在するのだろうか。言い換えると、このリンゴとあのリンゴのなかに存在する性質「リンゴ性」は、同一のものなのだろうか、別のものなのだろうか。

もし同一のものだとすると、同一のものが同時に二か所に存在するというのは、不合理である。

もし別のものだとすると、それらは共通の性質を持つことになるだろう。その共通の性質は、「リンゴという性質」という性質になるだろうか。この説明は、「・・・「リンゴという性質」という性質」という性質・・・という性質」というように無限に反復することになるだろう。これもまた不合理である。

< 唯名論(nominalism)とその問題点 >

「リンゴ」という普遍的性質は存在せず、個物のある集合およびその要素に「リンゴ」という名前を付けただけである。それらの個物に共通の性質は存在しない。これを「唯名論」という。

このとき「リンゴ」も「ミカン」も普遍的性質、実在する性質ではない。このとき、リンゴとミカンの違いは、対象の中にはない、あるいは対象間関係にはない。かりにそれは人間が付けた名前に過ぎないとしよう。しかし、私の目の前のある対象を、「リンゴ」と呼び、「ミカン」と呼ぶべきではないとすると、その名前の使用は私が、そのつど勝手に決めることができないことである。それには公的な使用の規則がある。では、その規則とは何だろうか。その規則が対象の性質と関係していないとすると、その規則の適用基準が存在しないことになり、規則が適用不可能になるのではないか。

また、唯名論では、同じ集合を形成する語の意味の違いを区別できない。「心臓を持つ動物」と「腎臓をもつ動物」である。

唯名論では、「aはリンゴである」は、「aは、集合リンゴに属する」という意味になる。

“Fa” is true, if and only if $V(a) \in V(F)$.

<トロープ唯名論(trope nominalism)とその問題>

trope とは、abstract individual である。たとえば、普遍的性質としての「リンゴ性」があるのではなくて、個物ごとに、数的に異なる「リンゴ性」がある。「aはリンゴである」は、「aが trope「このリンゴ性」をもつ」という意味になる。二つのリンゴは、数的に異なる「リンゴ性」をもつ。その二つの trope は、類似している。しかし、トロープは、トロープ以外の性質を持たないので、類似したトロープの集合には、<「心臓を持つ動物」と「腎臓をもつ動物」が同一の集合を形成する異なる性質である>というような問題は生じない。二つのリンゴトロープは類似しているが、その類似性もまた一つのトロープである。3つのリンゴがあれば、3つの類似性があり、3つの類似性トロープがある。その類似性トロープの間にも類似性がある。それゆえに、類似性の類似性というトロープが存在するだろう。しかし、そのことは特に問題ではない。(ただし、存在者の数が無限に多くなる。) トロープ唯名論は、私が目の前の対象をリンゴと呼び、ミカンと呼べないことを説明するために、リンゴトロープを持ち出すだろう。そのリンゴトロープは知覚されるのであろう。しかし、なぜそのトロープを我々は「リンゴトロープ」だと呼べるのだろうか。概念心像結合説にならって、概念トロープ結合説のようなものを考えればよいのだろうか。

* 普遍をどう理解するかという困難は、主語述語文をどう理解するかという困難でもある。同一性言明テーゼが正しとしても、普遍の問題を回避できるということにはならないだろう。しかし、この二つは絡んでいる。

……復習と補足の終了……

(D) 決定疑問に関する証明

決定疑問については、次の3つの考え方を想像できる。

(a) 決定疑問も、対象の指示を求めているとみることができる。

「SはPですか」という決定疑問文は、対象の指示を求めているように見えるが、実は対象の指示の確認を求めていると考えることができる。もし「SはPである」が同一性文であるならば、この決定疑問文は、

「Sと同一であるものは、Pですか」

あるいは、

「Sは、Pと同一あるものですか」

という質問だと考えることができる。このとき、同一性が成り立つかどうかを尋ねており、補足疑問文との違いは、候補をすでに示しながら同一性を尋ねているということである。つまり、同一言明テーゼが成り立つ。

(b) 決定疑問は、真理値を尋ねる疑問だとみることができる。

「SはPですか」「はい」

この問答は、次の問答の意味である。

「「SはPである」は真ですか」「はい、真です」

この問答は、次の問答と同じである。

「「SはPである」の真理値は何ですか」「真です」

この答えの完全文は、次の同一性文となる。

「「SはPである」の真理値=真」

この場合にも、同一言明テーゼが成り立つ。

4、同一性言明の意味論

(1) 同一性言明の場合、述定問題はどうか？

同一性文とは、「A=B」という文である。これは日常語では、「A は B である」という形式の文になる。ただし、ここでの「である」は copula ではない。copula は、対象を指示する主語と、性質を述定する述語を結合して文をつくる。この場合を主語述語文と呼ぶことにしよう。主語述語文の場合には、主語と述語を入れ替えることができない。入れいかれると、無意味な文になる。「これはリンゴである」の主語と述語を入れ替えると「リンゴは、これである」のようになる。しかし「日本の首相は、菅直人である」は「菅直人は日本の首相である」のように入れ替えることができる。

述定問題とは、文の構成要素の意味が分かったとしても、そこから文全体の意味がどのように構成されるかを説明できないということであった。たとえば、「A は B である」の場合「A」と「B」の意味が分かったとしても、それらの集合 {V(A), V(B)} は文の意味ではないし、またそれらの順序列 <V(A), V(B)> が文の意味なのでもない。「…は…である」の意味が分かったとして、それを集合や順序列のなかに入れても、その集合や順序列は文の意味ではない。

このような述定問題は、同一性言明の場合には生じない。「A=B」の意味は $V(A) = V(B)$ という意味である。ここでは、A の意味 V(A) と B の意味 V(B) は、集合を作るのでも、順序列を作るのでもなく、同一性の関係にある。

世の中にこれよりも明晰な事柄があるだろうか。もしないとすると、これをこれ以外の事柄から説明しても、事態はより明晰にはならない。

(2) 同一性文の *Bedeutung* は、同一性である。

フレーゲは、固有名の *Bedeutung* と *Sinn* を区別して、*Sinn* は異なるが *Bedeutung* が同じである固有名を代入しても、文について変化しないものが *Bedeutung* であり、変化するのが文の *Sinn* であると考えた。そして、この時文について変化しないものの一つは、文の真理値であるので、文の *Bedeutung* は文の真理値であると考えた。つまり、文は、「真」か「偽」かのどちらかを指示するのである。

同一性文の場合には、このような代入によって変化しないものの一つは、同一性（ないし非同一性）であるといえる。したがって、同一性文の *Bedeutung* は、同一性であるといえる。文の *Sinn* は、フレーゲによれば <真理値の与えられ方> であるが、我々の理解では <同一性の与えられ方> である。

真理値の与えられ方を、Davidson は真理条件であると考えた。ダメットは、文の意味を真理条件と考えることに賛成したが、しかし、その真理条件が満たされているかどうかは、検証可能でなければならないと考えた。これに準じて、我々は、文の *Sinn* は同一性の与えられ方であり、それは言い換えれば、同一性条件であり、その同一性条件が満たされているかどうかは、検証可能でなければならないと考えるのがよいだろう。なぜなら、古典論理の正しさが証明されていない以上、より弱い直観主義論理を採用することがより確実な方法だと考えるからである。（それに加えて、もし問答論理学を形式化できたときには、それは古典論理学よりも直観主義論に親和的なものになると予想されるからである。参照「対話論理」）

(3) 「すべての文の *Bedeutung* は同一性である」

次の①と②から③が帰結する。

① 同一性言明のテーゼ「すべての言明は、本来同一性言明である」

② 「同一性言明の *Bedeutung* は同一性である」

③ 「すべての文の *Bedeutung* は同一性である」

この③と次の④の両方を主張する意味論を、「同一性意味論」と呼ぶことにしよう。

④ 「すべての文の *Sinn* は同一性条件である」

(4) 同一性意味論の利点

利点1：主張型以外の行為遂行型発話についても、その意味を同じ仕方で説明できる。

利点2：真理条件より同一性条件の方がより明確である。

<<付注>>

(1) テーゼ「対象の指示は問答の中で可能になる」

時間があれば、後の議論で、この証明を試みたいと思います。

(2) テーゼ「すべての推論は、同一性文の変換過程として理解できる」

これについても考えたいのですが、いまのところ昨年の講義で述べた以上のアイデアはありません。

■問答意味論での同一性文、同一性論理

問答意味論では、すべての文は、本来的には同一性文であると考えられる。ある文を問いに対する答えとして理解するとは、その文を同一性文として理解することである。したがって、もしすべての言明は推論の結論である、というのなら、その推論は同一性文を結論とする推論でなければならない。

あるいは、前提もまた推論の結論であるので、前提もまた同一性文でなければならない。ということは、すべての推論は、同一性文の推論でなければならない。

■同一性の推論の例1

- 1 オイディプスの妻=イオカステ hyp.
- 2 ライオスの妻=イオカステ hyp.
- 3 オイディプスの父=ライオス hyp.
- 4 オイディプスの父の妻=イオカステ 2, 3
- 5 オイディプスの母=オイディプスの父の妻 hyp (常に同一とは限らないので hyp とする) .
- 6 オイディプスの母=イオカステ 4, 5
- 7 オイディプスの母=オイディプスの妻 1, 6

■同一性の推論の例2

$a=b, b=c \vdash (fa=fc)$

- 1 $a=b$ hyp.
- 2 $b=c$ hyp.
- 3 $a=c$ 1, 2
- 4 $fa=fa$
- 5 $fa=fc$ 3, 4

